

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 4 日

大分市長 足立 信也

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 委託名 | 市内 道路パトロール業務委託 |
| (2) 委託場所 | 大分市内一円 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託概要 | ・道路巡回パトロール（通常時） 172 日 ・道路補修パトロール（通常時） 238 日 ・道路補修パトロール（異常時） 5 日 |
| (5) 予定価格 | ¥20,082,000-（消費税及び地方消費税を除く） |
| (6) 最低制限価格 | 設けない |

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、「とび・土工・コンクリート工事」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 開札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業の許可又は同項第 2 号に規定する特定建設業の許可を有している者であること。
- (8) 大分市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (9) 令和 7 年度において「とび・土工・コンクリート工事」の指名希望順位が第 1 位、第 2 位又は第 3 位に登録されている者であること。
- (10) 建設業法第 26 条に規定される土木工事における技術者を当該業務に配置できること。

3. 入札手続等

(1) 契約担当課

大分市荷揚町 2 番 31 号 大分市役所 6 階

大分市 土木建築部 道路維持課 (庶務担当班) 電話 097-537-5674

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月17日(火)まで、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

大分市役所ホームページ (<http://www.city.oita.oita.jp>) によるほか、土木建築部 道路維持課においても交付する。

(3) 設計図書等の配布方法

大分市役所ホームページにて配布するものとする。

(4) 設計図書等の質疑応答

設計図書等の質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

① 質問の方法

質問は、質問事項とその内容を明記し、様式は問わないとする。また、提出は電子メール、FAX又は持参とし、直接電話による質問は不可とする。なお、電子メール及びFAX送信の際は、件名を「市内 道路パトロール業務委託 質問書」と記載することとし、送信後、必ず電話で到着を確認すること。

提出先 大分市 土木建築部 道路維持課

電話：097-537-5674

FAX：097-536-5896

メールアドレス：doroiiji@city.oita.oita.jp

② 受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月11日(水)午後5時15分まで(必着)

③ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年3月13日(金)にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は設計図書等と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(5) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限及び方法等

① 提出期限 令和8年3月17日(火)午後5時15分まで

② 提出方法 大分市 土木建築部 道路維持課に持参すること。

③ 申請書は、別紙様式第1号により作成すること。

(6) 現場説明会 実施しない。

(7) 入札保証金 免除とする。

4. 入札(開札)の日時、場所及び方法等

(1) 日時及び場所 令和8年3月18日(水) 午後2時30分

大分市荷揚町2番31号

大分市役所9階 第2入札室

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

入札場所に入札書を持参し、入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

② 入札回数

原則として1回までとする。

③ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 開札終了後、最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。
なお、落札者を決定したときは、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

6. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、5の通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を、書面(様式は自由)を持参して求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、大分市 土木建築部 道路維持課とする。

7. 契約保証金

大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 郵送による入札
- (8) 公告に示した競争参加資格のない者の入札
- (9) 申請書又は資料を提出しなかった者のした入札

- (10) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

9. 支払い条件

| | |
|-------|---|
| 前払金 | 無 |
| 中間前払金 | 無 |
| 部分払 | 無 |

10. その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、大分市契約事務規則並びに委託契約書の定めるところによる。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。
この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき
 - ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき
 - ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (6) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) その他不明な点は、大分市 土木建築部 道路維持課まで照会のこと。

電話097-537-5674